

定 款

ダイハツディーゼル株式会社

ダイハツディーゼル株式会社定款

作成 昭和 41 年 2 月 1 日
変更 昭和 41 年 4 月 26 日
変更 昭和 42 年 5 月 13 日
変更 昭和 44 年 5 月 17 日
変更 昭和 45 年 5 月 28 日
変更 昭和 48 年 11 月 27 日
変更 昭和 49 年 11 月 27 日
変更 昭和 53 年 6 月 29 日
変更 昭和 57 年 6 月 29 日
変更 平成 3 年 6 月 27 日
変更 平成 6 年 6 月 29 日
変更 平成 14 年 6 月 27 日
変更 平成 15 年 6 月 27 日
変更 平成 16 年 6 月 29 日
変更 平成 18 年 6 月 29 日
変更 平成 19 年 6 月 28 日
変更 平成 20 年 6 月 27 日
変更 平成 21 年 6 月 26 日
変更 平成 22 年 6 月 29 日
変更 平成 25 年 6 月 27 日
変更 平成 27 年 6 月 26 日
変更 平成 27 年 11 月 1 日
変更 令和 4 年 6 月 29 日
変更 令和 5 年 3 月 1 日
変更 令和 5 年 6 月 29 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ダイハツディーゼル株式会社と称し、英文では、DAIHATSU DIESEL MFG. CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ディーゼルエンジン等各種内燃機関、車両用機器、その他諸機械類の製造、修理ならびに販売
- (2) ディーゼルエンジン等各種内燃機関、その他諸機械類の設置工事ならびに電気工事および建築工事等の請負
- (3) 自動車部品および付属品の製造ならびに販売
- (4) 内燃機関電装品の製造ならびに販売
- (5) 陸上、海上および航空便による貨物運送取扱業

(6)貨物の塗装、荷造、梱包業ならびにその請負

(7)情報処理サービス業

(8)貸事務所業ならびに駐車場業

(9)発電および売電に関する業務

(10)前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社に取り締役15名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。
- 3 前項のほか、取締役相談役を定めることができる。

(取締役会)

第21条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。

ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。

- 2 前項のほか、取締役会の運営は、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の議により定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 26 条 当社に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 30 条 監査役会の招集は、会日から 3 日前までに各監査役に対しその通知を発する。
ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。
2 前項のほか、監査役会の運営は、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、
任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する
ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、
法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1
年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として
中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経
過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れ
る。